国立研究開発法人国立環境研究所	国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）
国立研究開発法人国立がん研究センター	高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	
国立研究開発法人産業技術総合研究所	国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成十一年法律第二百三号）
国立研究開発法人情報通信研究機構	国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）
国立研究開発法人森林総合研究所	国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第百九十八号）
国立研究開発法人水産総合研究センター	国立研究開発法人水産総合研究センター法（平成十一年法律第百九十九号）
国立研究開発法人電子航法研究所	国立研究開発法人電子航法研究所法（平成十一年法律第二百十号）
国立研究開発法人土木研究所	国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）
国立研究開発法人日本医療研究開発機構	国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第百五十五号）
国立研究開発法人農業環境技術研究所	国立研究開発法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第百九十四号）
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）
国立研究開発法人農業生物資源研究所	国立研究開発法人農業生物資源研究所法（平成十一年法律第百九十三号）
国立研究開発法人物質・材料研究機構	国立研究開発法人物質・材料研究機構法（平成十一年法律第百七十三号）
国立研究開発法人防災科学技術研究所	国立研究開発法人防災科学技術研究所法（平成十一年法律第百七十四号）
国立研究開発法人放射線医学総合研究所	国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）
国立研究開発法人理化学研究所	国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第百六十号）

別表独立行政法人医薬基盤研究所の項、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の項、独立行政法人海上技術安全研究所の項、独立行政法人海洋研究開発機構の項、独立行政法人科学技術振興機構の項、独立行政法人建築研究所の項、独立行政法人港湾空港技術研究所の項、独立行政法人国際農林水産業研究センターの項、独立行政法人国立環境研究所の項、独立行政法人国立がん研究センターの項、独立行政法人国立健康・栄養研究所の項、独立行政法人国立国際医療研究センターの項、独立行政法人国立循環器病研究センターの項、独立行政法人国立成育医療研究センターの項、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの項、独立行政法人国立長寿医療研究センターの項、独立行政法人産業技術総合研究所の項、独立行政法人情報通信研究機構の項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の項、独立行政法人森林総合研究所の項、独立行政法人水産総合研究センターの項、独立行政法人農業生物資源研究所の項、独立行政法人物質・材料研究機構の項、独立行政法人日本原子力研究開発機構の項、独立行政法人電子航法研究所の項、独立行政法人土木研究所の項、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の項、独立行政法人農業環境技術研究所の項、独立行政法人放射線医学総合研究所の項及び独立行政法人理化学研究所の項を削る。

○財務省告示第百一号

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）第八条の三の十第三項（同令第二十六条の三第四項及び第三十七条の三の二第三項において準用する場合を含む。）及び第五十九条第三項（同令第二十六条の三第三項、第二十六条の五第二項、第三十七条の三の二第四項、第六十二条及び第六十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、これらの規定に規定する保存の方法を定める件（平成二十四年一月財務省告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

第一項中「第六十条の五」を「第六十条の四」に改める。

○財務省告示第百二号

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件（平成十五年九月財務省告示第六百六号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

別表自動車検査独立行政法人の項の前に次のように加える。

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第百三十五号）
国立研究開発法人海上技術安全研究所	国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）
国立研究開発法人建築研究所	国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）
国立研究開発法人港湾空港技術研究所	国立研究開発法人港湾空港技術研究所法（平成十一年法律第二百九号）